

給水装置工事に係る取扱要綱

平成 22 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 10 号

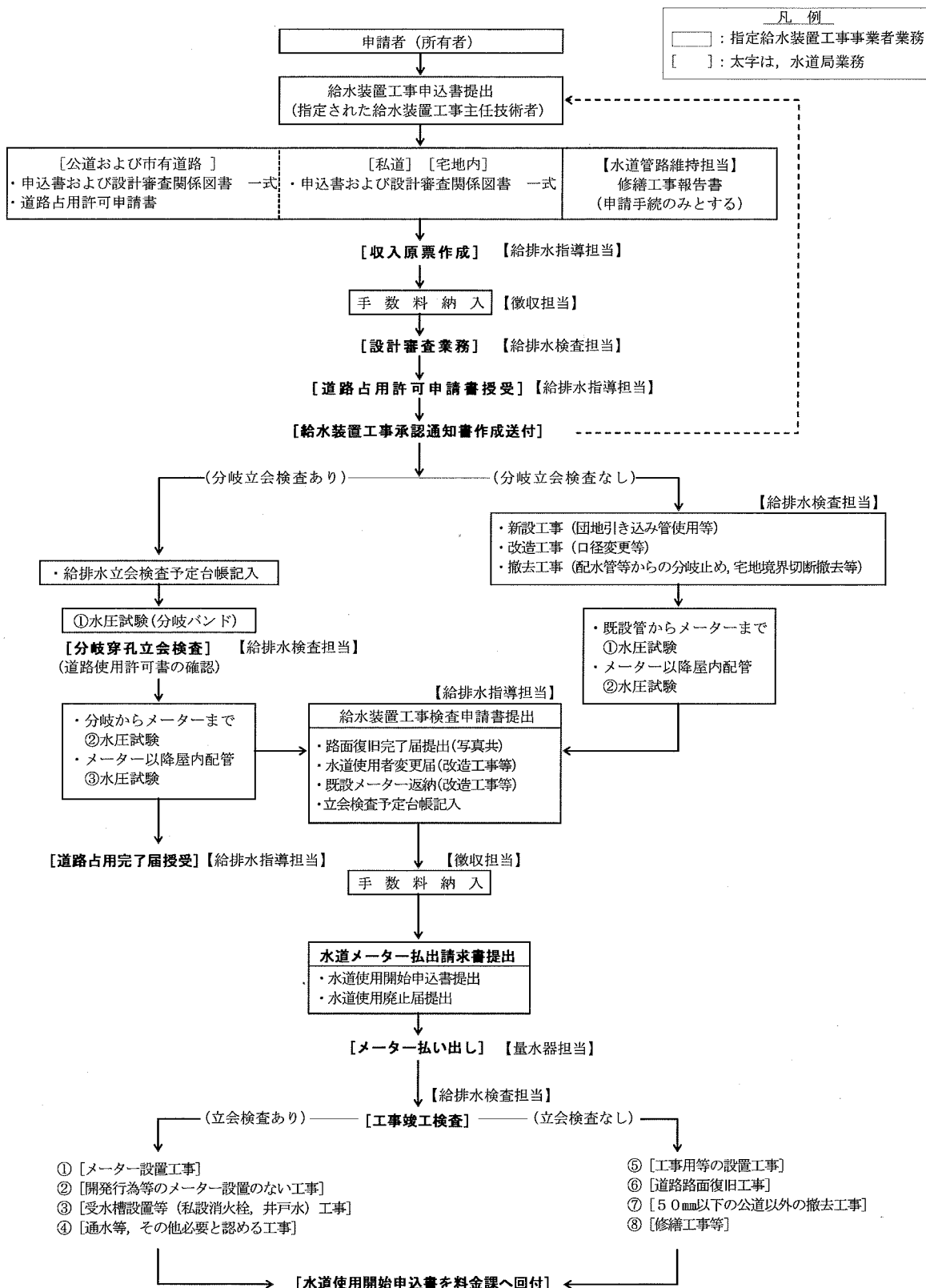
手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
白表紙					
総目次					
第 1 部					
第 2 部	1 から 8 まで	4	1 から 8 まで	4	第 2 部目 2 の次へ
	11 から 12 まで	1	11 から 12 まで	1	P 10 の次へ
	21 から 22 まで	1	21 から 22 まで	1	中見出し 4 の次へ
	33 から 34 まで	1	33 から 34 まで	1	P 32 の次へ
	39 から 40 まで	1	39 から 40 まで	1	P 38 の次へ
	59 から 60 まで	1	59 から 60 まで	1	P 58 の次へ
第 3 部	9 から 10 まで	1	9 から 10 まで	1	P 8 の次へ
第 4 部					
第 5 部	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	第 5 部目 2 の次へ
	7 から 14 まで	4	7 から 14 まで	4	中見出し (2) の次へ
	15 から 16 まで	1	15 から 16 まで	1	中見出し (3) の次へ
	19 から 20 まで	1	19 から 20 まで	1	P 18 の次へ
	23 から 26 まで	2	23 から 26 まで	2	中見出し (5) の次へ
参考資料					

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

第 2 部

1. 手続等業務のフロー

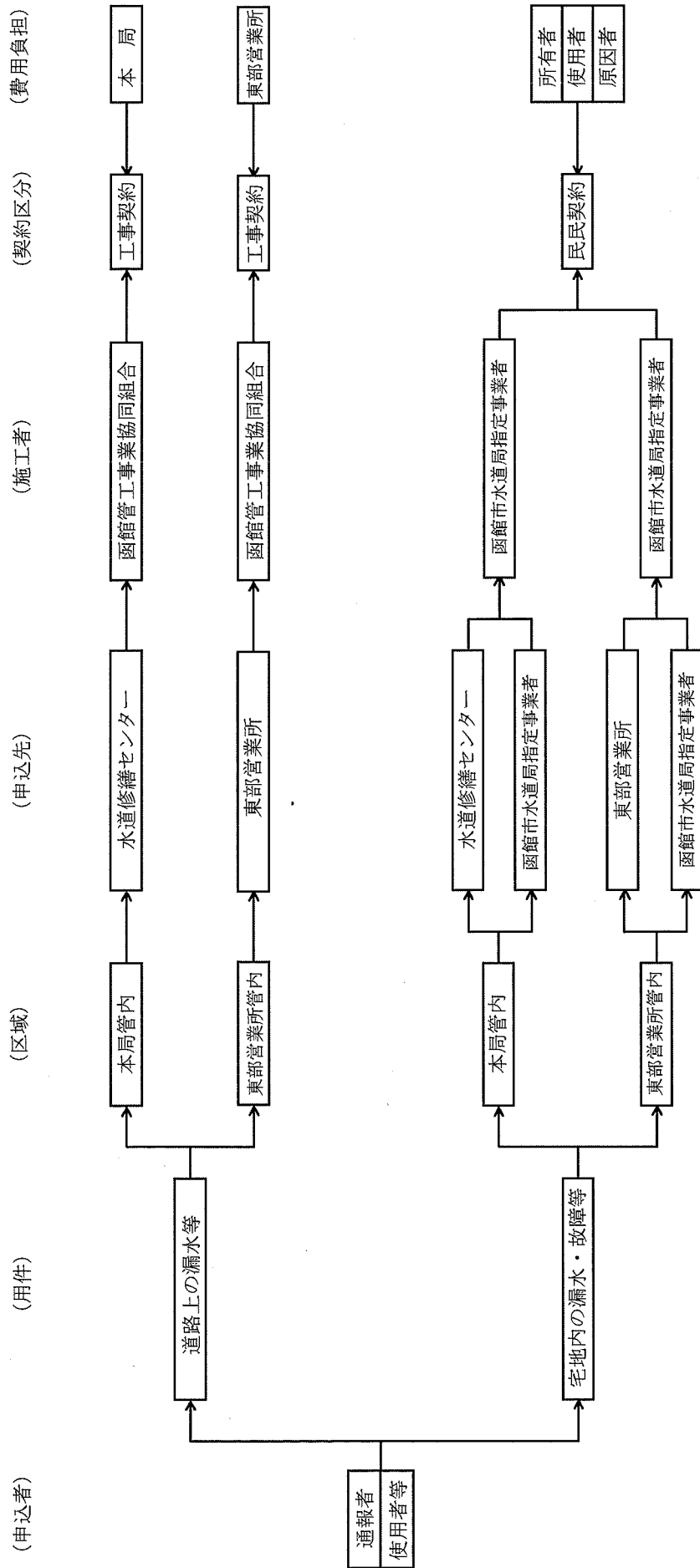
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー（本局の場合）
 東部営業所管内においては、手続関係基本フロー中、担当名は東部営業所とする。



【取扱十】

(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、概ね次のとおりである。



(3) 本局および東部営業所が所管する区域

① 本局（業務課他）

東部営業所管内を除く給水区域

② 東部営業所

戸井支所管内の給水区域

恵山支所管内の給水区域

榎法華支所管内の給水区域

南茅部支所管内および鹿部町の一部の給水区域

なお、給水区域については、本局および東部営業所に確認し手続すること。

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導担当または東部営業所で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当または東部営業所に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を徴収管理課または東部営業所（水道局指定金融機関）に提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当または東部営業所に提出する。

提出から許可までの日数は、概ね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導担当または東部営業所に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、概ね5日である。

③提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用 警察
	国道	道道	市道		
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所管事項	所管官公署等	電話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部下水道課管渠第1係 管渠第2係	(代)27-8763
		(代)27-8764
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予防課 警防課	22-2144
		22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当または東部営業所に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を徴収管理課または東部営業所（水道局指定金融機関）に提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当または東部営業所に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(中層建築物用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(特例検針住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

イ 管理者が特に必要と求める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査担当または東部営業所に提出する。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、業務課長および東部営業所長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。

ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し、水質試験合格の後、検査員は使用水量の確認を行う。

確認の後、給排水検査担当または東部営業所に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、業務課長および東部営業所長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を調定担当に提出する。

カ 調定担当は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。

キ 使用料金の支払は、徴収管理課または東部営業所（水道局指定金融機関）とする。

【取扱上】

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、速やかに給排水指導担当または東部営業所へ工事中止届を提出すること。

なお、届出様式は、特に定めない。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課または東部営業所の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

- (ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。

(イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等

a メーター払出請求書

給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。

b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）

メーターの設置される新設、改造工事の場合に提出する。

水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。

c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）

新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。

d 水道メーター返納書

新設、改造、撤去工事に取り外したメーターは、速やかに量水器担当または東部営業所に水道メーター返納書を添えて返納すること。

(ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等

a 給水装置工事検査申請書

b 給水装置工事 設計・（使用）材料書

c 給水装置工事竣工図（平面図、立体図、配管接続図等）

d 水圧試験記録表

e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）

f 給水装置工事写真

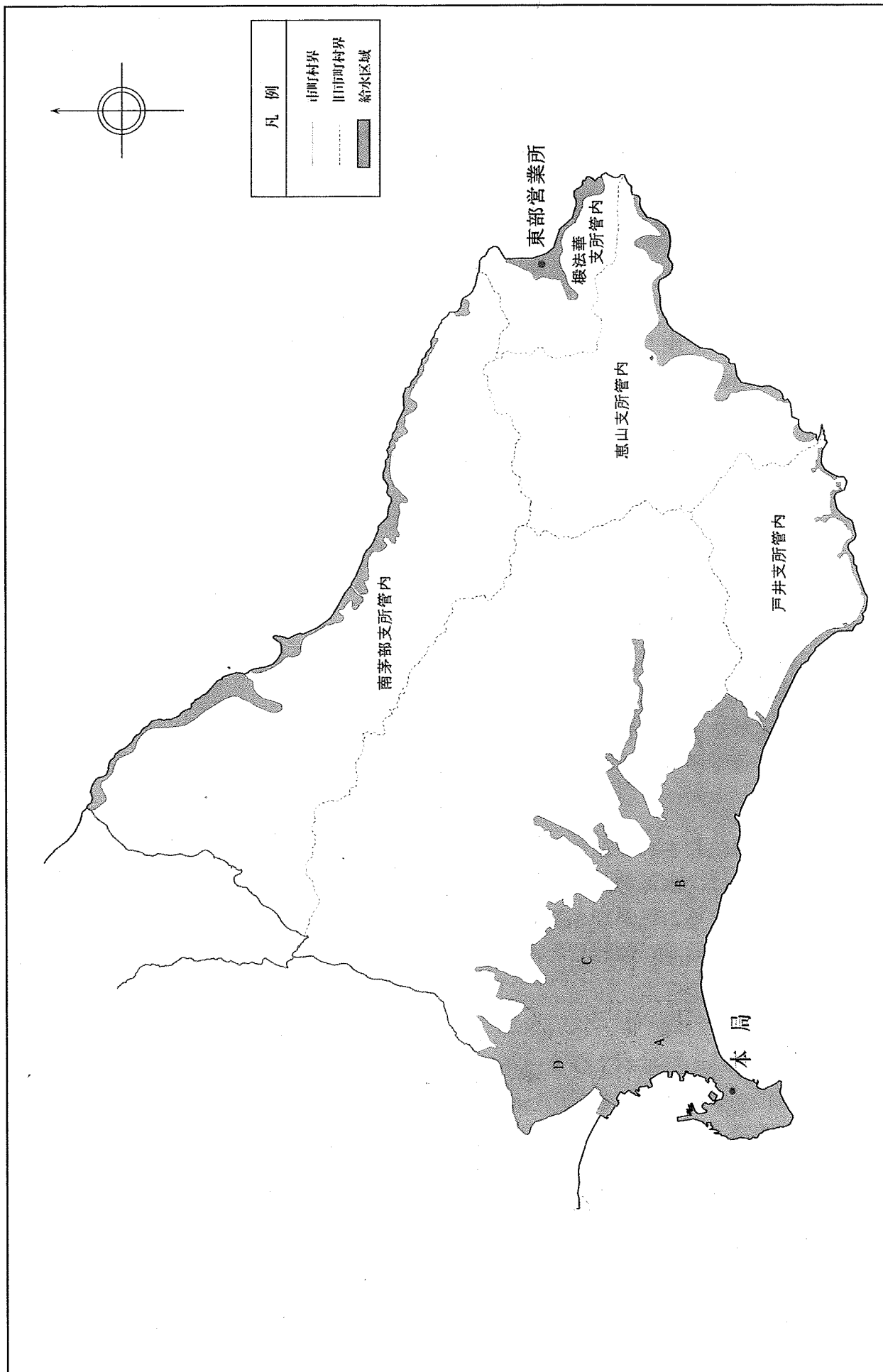
(a) 宅地内工事写真

- ・メーター上流側埋設深度
- ・メーター設置鳥居型配管

(b) 道路内工事写真

- ・分岐穿孔
- ・埋設深度
- ・私道路面復旧完成

④給水装置工事検査区域割図



【取扱九】

(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事等に伴う連絡事項

- ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に水道修繕センターまたは東部営業所へ連絡すること。
- イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道管路維持担当または東部営業所へ連絡し、指示を受けること。
- ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、水道修繕センターまたは東部営業所へ連絡すること。

② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道管路維持担当または東部営業所へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

③ 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道管路維持担当または東部営業所へ届け出ること。

④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、水道局の基準に基づき行う。

⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道管路維持担当または東部営業所へ届け出ること。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続き

ア 閉栓は、水道局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに量水器担当または東部営業所へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに量水器担当または東部営業所へ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手續

ア 開栓は水道局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、量水器担当または東部営業所に申込すること。

4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

給水装置工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 給水装置工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 給水装置工事台帳
- ② 配水管布設平面図：1/5,000, 1/10,000 および路線別竣工図
- ③ 函館市上水道給配水管布設平面図：1/100～1/1,000
- ④ 道路台帳図（国道）：1/500
- ⑤ 道路台帳図（道道）：1/1,000
- ⑥ 道路台帳図（市道）：1/500 および 1/1,000

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導担当または東部営業所に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、請求場所の区域を所管する給排水指導担当または東部営業所に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は、一部とする。
- ③ 給水装置工事台帳については、請求人が当該給水装置の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。

- ④ 給水装置工事申込書，給水装置工事費精算調書および利害関係人同意書の複写は，原則として認めない。
- ⑤ 配水管布設平面図および函館市上水道給配水管布設平面図の複写については，給水装置工事等の関係者が，関係部分の写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で，配水管等の事故防止上必要と認めた場合は，関係箇所の写真の交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては，下記の事項を遵守し，担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し，見積依頼書等）の提示を求めたときは，これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか，家屋の間取り，利害関係事項等）は，個人のプライバシー保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう，十分な配慮をすること。
- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は，使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は，他に漏れることのないよう管理し，給水装置工事申込書等の目的達成後においては，不必要となった書面は速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は，町の形態等と整合がとれない部分もあり，経年管については，竣工図不明により閲覧できないものもあることに留意すること。
- ② 現地での給配水管の位置確認等が必要なものは，試掘等を行うこと。

(6) 事前打合せ

中層建築物に直結給水を行う者は、設計審査を受ける前に、別紙様式による「中層建築物直結給水事前協議申込書」および次の書類を管理者に提出して打合せをしなければならない。

- ① 付近見取図（配水管および建物の位置関係が確認できるもの）
- ② 建物平面図
- ③ 給水装置工事設計図
- ④ 水理計算書

(7) 事前打合せの通知

管理者は、直結給水事前協議の結果を「中層建築物直結給水事前協議書」により通知する。

(8) 設計審査

事前打合せを終えて、設計審査を受けようとする場合は、函館市水道局給水条例施行規程に定める給水装置工事申込書に協議済み年月日を記入し、「中層建築物直結給水に係わる維持管理届」を添付して、管理者の設計審査を受けなければならない。

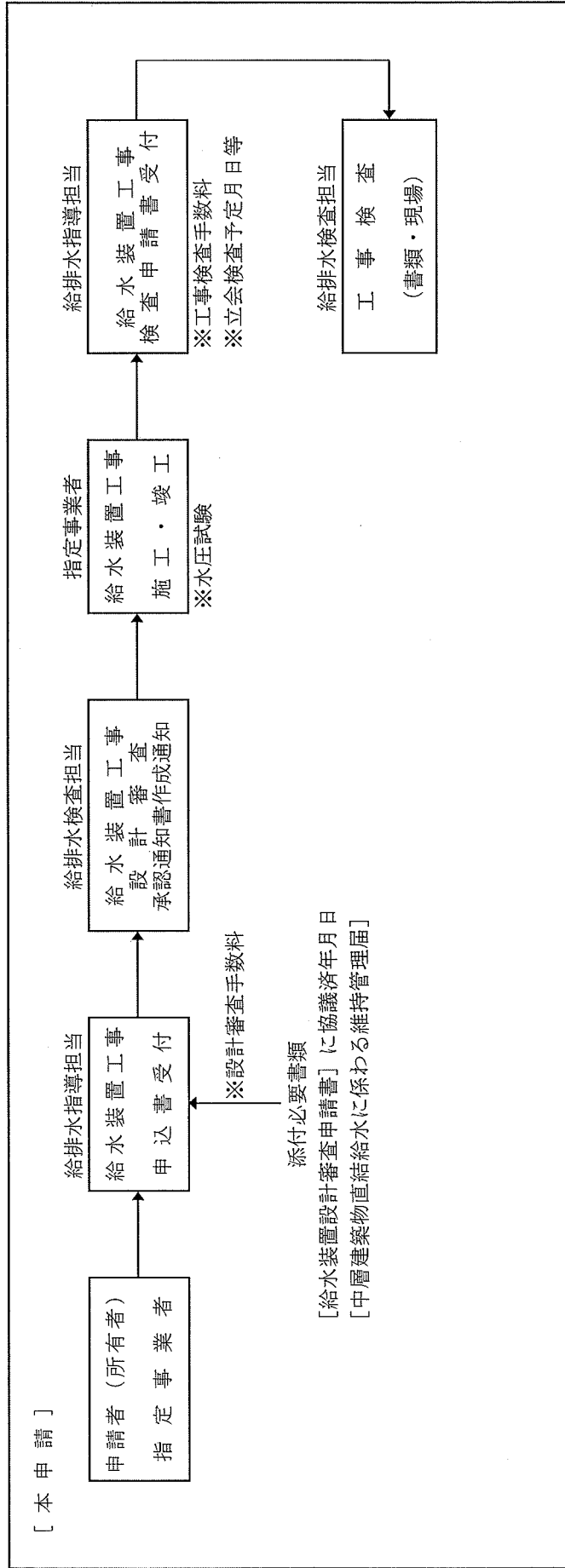
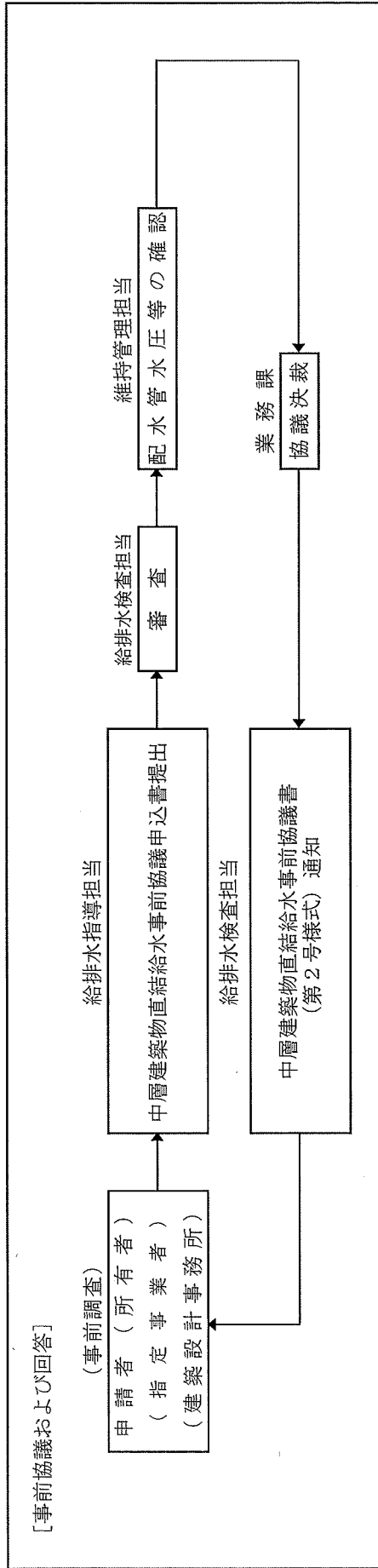
(9) 既存建物の扱い

既存の建物において新たに中層建築物直結給水を受けようとするときは、給水装置の構造および材質がこの取扱の基準に適合していなければならない。

(10) その他

この取扱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

中層建築物直結給水の業務フロー（本局の場合）



※ 東部営業所管内においては、業務フロー中、課，担当名は東部営業所とする。

中層建築物直結給水事前協議申込書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

	業務課長		主査		担当	
申請者 (所有者)	住所					
	氏名					印
指定給水装置工事 事業者	住所					
	氏名					印
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号					
建築物の用途	階数	階	専用住宅	共同住宅	戸	
			一般用(業種)			
使用予定水量	\varnothing /min (m^3 /日)					
配水管等の種別	配水管・配水支管・配水小管・給水管 (口径 mm)					
分岐の位置	函館市 町 丁目 番 号先					
給水管の口径	mm		水道メーター 口径	mm		
総損失水頭	(配水管から末端給水栓まで)					m

	参事		主査		担当	
問題点						
指導意見						
備考						

【取扱上】

中層建築物直結給水事前協議書

平成 年 月 日

(事前協議申請者)

氏 名 様

函館市公営企業管理者
水 道 局 長

直結給水事前協議の結果について

平成 年 月 日付けにより事前協議のありました下記の物件につきましては、次のとおり回答いたします。

当該地付近の配水管の状況から設計水圧は、 _____ MPa (kgf/cm²) で設計することができます。

なお、一般的にこの設計水圧では _____ 階まで直結給水が可能です。

[注意事項]

- 配水管の切替え工事および事故等により、計画的または緊急に断水、減水し、濁水を伴うことがありますので、使用者等に周知が必要です。
- 給水装置の設計にあたっては、函館市水道局「給水装置工事に係る取扱」「中層建築物直結給水の取扱」および厚生省監修「給水装置工事の手引き」に基づいてください。
- 詳細につきましては、水道局または函館市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

[協議物件]

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号
申 請 者 (所有者)	住 所	町	丁目	番	号
	氏 名				
建 築 物 の 用 途		階建	住宅 戸	一般用 戸	計 戸

槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

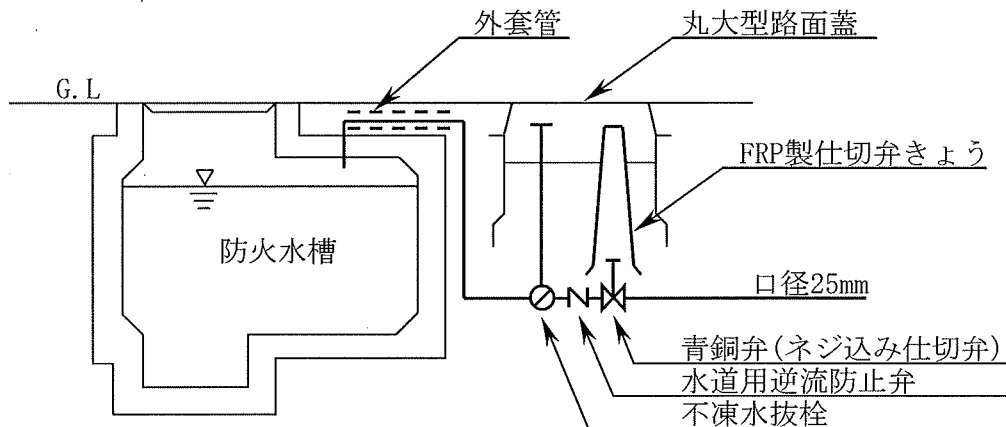
私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水

防火水槽および消防設備用水槽への給水は、次のとおりとする。

- ① 水槽への流入管は、原則として落とし込みとする。
- ② 流入管には仕切弁、逆流防止弁、水抜栓を設置する。
- ③ 水槽への給水は、仕切弁で操作し、配水管の流速に影響を与えないよう時間をかけて行い、満水後は仕切弁を閉止とする。



(11) 水道連結型スプリンクラー設備の設置

私設消防用設備のうち、消防法令等に基づきスプリンクラー設備を直結する場合は、給水装置工事の取扱によること。また、住宅用等についても直結する場合は同様の扱いとする。

- ① 事前に管理者と協議を行うものとする。
- ② 給水装置の構造および材質の基準に適合するものを使用する。
- ③ スプリンクラーヘッド各栓の作動に必要な放水圧に注意する。
- ④ 管理上の責任に関する確認書を管理者へ提出する。

(12) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所 有 者 等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でな い。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所 有 者 等
			参考(自己) メーター		
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく,専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所 有 者 等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
直 結 式	給水装置と共 用のもの				
直・受 併用式					

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイトル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 3種管 モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 3種管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5526) (JIS G 5528)
水道用ダクタイトル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ 75～350 (250) K形 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5527) (JIS G 5528)
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ 13～50 第1種二層管 (軟質)	NS形の切管には1種管使用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ 13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ 13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ 13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ 13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ 75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ 40×20 φ 50×20～25 A形 (ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ 40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ 75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	
		φ 75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ 75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※使用制限については次ページに記載
		φ 75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ 75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ 150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ 13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ 20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ 13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ 75以上 (スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁 (ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ 13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ 50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	JWWA B 110 準拠品
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 $\phi 750 \times 600$ 中 $\phi 450 \times 300$	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	$\phi 13 \sim 50$ (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		$\phi 75 \sim 350$ のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中($\phi 13, 20$)・大($\phi 25$)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 445×W 275×H 420 大 L 580×W 350×H 410	中($\phi 13, 20$)・大($\phi 25$) メーター位置改善工用
メーターボックスB-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	$\phi 13 \sim 25$ (Aボックス使用) メーター位置改善工用
メーターボックスB-2	函館市仕様	L 700×W 400×H 650	$\phi 13$: 4個 $\phi 20, 25$: 2個 $\phi 40$: 1個
メーターボックスKB-2		L 720×W 460×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	$\phi 13, 20$: 4個 $\phi 25$: 2個 $\phi 40$: 1個
メーターボックスB-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	$\phi 13, 20$: 4個 $\phi 25$: 3個 $\phi 40$: 2個
メーターボックスKB-3		L 900×W 660×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	$\phi 13, 20$: 6個 $\phi 25$: 4個 $\phi 40$: 3個
メーターボックスB-4	函館市仕様	L 1000×W 600×H 650	$\phi 13, 20$: 6個 $\phi 25$: 5個 $\phi 40$: 3個 $\phi 50$: 1個
メーターボックスT-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	$\phi 50$: 1個
メーターボックスT-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	$\phi 75, 100$: 各1個
メーターボックスT-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	$\phi 150$: 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 ($\phi 75 \sim 250$) の使用制限について

○ 次の仕切弁については、水道用ダクタイトル铸铁仕切弁とする。

ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁

イ 開発行為等で道路上に設置する場合、通常全閉状態(常鎖)として使用する
箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁

ウ 配水本管($\phi 300$ 以上)からの分岐箇所や流量調整箇所等で、制御して使用
することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

○ 道路上に設置した弁については、検査員が透明フィルムのタグを弁きょう等の
蓋に取付け規格表示する。(施工年度, バルブ機種, 口径, 開閉方向等)

第1号様式 (第14条, 第14条の6関係)

主査	受付

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

課長	主査	主査	審査担当

申 込 者 (給水装置所有者)	住所	〒□□□□-□□□□ □□□□ □□□□ 都道 市郡 府県 区		
	氏名	印		
	電話	() -		
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市 町 丁目	(番地)	号
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)	住所			
	氏名	印		
	電話	() -		
指名給水装置工事 主任技術者氏名		印	技能を 有する者	
工事種別		新設 ・ 改造 ・ 撤去		
給水装置の用途		家庭用 ・ 一般用 ・ 公衆浴場用		
		使用種別		
給水方式		直結 ・ 受水槽 ・ 直受併用	事前協議	有 ・ 無
分岐管の種別		配水管 ・ 公道給水管 ・ 宅地内給水管	分岐止	有 ・ 無
水道メーター		口径 mm 個	口径 mm 個	
給水管最大口径		mm		
給水管所有者分岐承諾		有 ・ 無		
道路種別		国道 ・ 道道 ・ 市道 ・ 私道 ・ その他		
施行者 区分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者		
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者		
着工予定年月日		年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日

道路占用許可申請年月日	年 月 日	審査手数料	円
-------------	-------	-------	---

注 工事の施行に当たり、申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は、裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

【取扱上】

水道使用開始申込書

(新設・改造・開栓用)

主査	担当

平成 年 月 日

第5号様式(第36条関係)

函館市公営企業管理者水道局長様

施工者コード

町名

番地号

工事年月日

年 月 日

施工事由

使用者番号

給水装置設置場所															
かたがき															
フリガナ															
使用者氏名															
所有者	住所														
	氏名														
代理人	住所														
	氏名														
	電話														
	電話														
	電話														
	電話														

		取	付
口径	mm		
番号			
検満年月			
指針	本器		
	副管		
遠本指針			
施工事由			

施工年月日			
メーター位置			

給水方式

受水タンク容量

上
下

設置者区分

認定番号

所有区分

器種区分

業種コード	
業種態様コード	
検針月コード	
検針員コード	

摘要

備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。
 2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

業者	払出者	担当

No. _____ ①

水道メータ払出請求書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日									
コード																				
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																
口径	器種		数量	メータ番号							検満年月	指針								
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
直読	13	20	25	40			計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

確認	担当

No. _____ 量水器係控②

水道メータ払出書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日									
コード																				
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																
口径	器種		数量	メータ番号							検満年月	指針								
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
	直読・電子・参考										-									
直読	13	20	25	40			計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

払出者	担当

No. _____ 業者控③

水道メータ払出確認書

払出事由	新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成	年	月	日									
コード																				
指定事業社名	給水装置設置場所			丁目 町 番 号																
口径	器種		数量	メータ番号							検満年月	指針								
											-									
											-									
											-									
											-									
											-									
											-									
											-									
											-									
直読	13	20	25	40			計	電子	13	20	25	40	50	75		計	参考			計

【取扱上】

【十 受】

第10号様式(第40条関係)

水道使用廃止届

(改造・撤去・閉栓・中止用)

函館市公営企業管理者水道局長様

平成 年 月 日

主査	担当

施工者コード

施工者名

工事年月日 年 月 日

施工事由

使用者番号

給水装置設置場所	町名	番地号		
かたがき				
フリガナ			部屋位置	
使用者氏名			電話	-
所有者住所氏名			電話	()
代理人住所氏名			電話	-

口径	mm	付
番号		
検満年月	-	
指針		
遠本指針		
施工事由		

摘要

施工年月日	-	-	-
メーター位置			

- 備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。
 2 この申込書はコンピューターの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日										
メーター取り外し日	平成 年 月 日																		
コード																			
指定事業者名				給水装置設置場所	町 番 号														
口径	器種				数量	メーター番号			指針										
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75	計

水道メーター返納受取書

受取者

No. _____ ②

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日										
メーター取り外し日	平成 年 月 日																		
コード																			
指定事業者名				給水装置設置場所	町 番 号														
口径	器種				数量	メーター番号			指針										
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75	計

水道メーター返納確認書

受取者

No. _____ 業者控③

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日										
メーター取り外し日	平成 年 月 日																		
コード																			
指定事業者名				給水装置設置場所	町 番 号														
口径	器種				数量	メーター番号			指針										
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
	直読・遠隔・参考・電子																		
直読	13	20	25	40	50		計	遠隔	13	20		計	参考		計	電子	50	75	計

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

使用者 住所
氏名 印

管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため、管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	予定使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

函水業第 号
平成 年 月 日

様

函館市公営企業管理者
水道局長

管洗浄用水使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった管洗浄用水の使用について、次の事項を条件に許可する。

- 1 給水装置設置場所 別紙のとおり
- 2 使用期間 別紙のとおり
- 3 使用水量 使用者は、検査員の立会による使用水量の確認後、速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し、水量の認定を受けるものとする。
- 4 管洗浄用水使用料金 料金は、1 m³につき153円30銭で算定し、納入方法は徴収管理課または東部営業所（水道局指定金融機関）で納付する。

以 上

〔取
扱
十〕

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

使用者 住所
氏名 印

管洗浄用水使用報告書

平成 年 月 日付函水業第 号で許可のありました管洗浄用水の使用
水量について、下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使用者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口径	使用期間	使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
				計 m ³

平成 年 月分

管洗淨用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	主 査	担 当	課 長	主 査	担 当

使 用 者	給水装置設置場所	使 用 量 m ³	水売却 料 金 円	内消費税 相 当 額 円
計	使用期間 箇所 ～	m ³	円	円

【取扱上】

第1号様式の4 (第14条の6関係)

主 査	受 付

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

課 長	主 査	主 査	検査担当

申 請 者	住 所					
	氏 名					印
	電 話	() -				
給水装置使用者氏名						
給水装置設置場所		函館市	町	丁目	(番地)	号
給水装置所有者	住 所	都道府県	市郡区			
	氏 名					
	電 話	() -				
指名給水装置工事主任技術者氏名			印	技能を有する者		
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去				
給 水 方 式		直結・受水槽・直受併用		事前協議	有・無	
分岐管の種別		配水管・公道給水管・宅地内給水管		分岐止	有・無	
立 会 検 査 日	分岐せん孔工事	年 月 日	通水作業	年 月 日		
	水圧試験	年 月 日	完 成	年 月 日		
貸与水道メーター		口径	mm	個	口径	mm 個
貸与参考水道メーター		口径	mm	個		
水道メーター払出年月日		年 月 日				
水道メーターおよび配管検査日		水 道メーター	年 月 日	配管	宅地内	年 月 日
					屋 内	年 月 日
道路部工事	道路種別	国 道	道 道	市 道	私 道	その他
	占用許可日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	路面復旧届出日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	路面復旧検査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
路 面 種 別		アスファルト・インターロッキング・砂利道・その他				
着工年月日		年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日		

【取扱十】

検査手数料	円
-------	---

給水装置箇所現場写真

契約番号	設置場所	所有者	施工年月日	施工者名
	町 丁目 番 号		年 月 日	
○. 項 目 (例 分岐穿孔)				
○. 項 目 (例 分岐止め)				

【取扱三】

○. 項 目 (例 舗装工事着工前)

○. 項 目 (例 埋設物件)

【取扱】

路面復旧完了届

受付 年 月 日	受付
年 月 日	

函館市公営企業管理者 水道局長 様

(指定給水装置工事事業者)

住所

名称

印

電話 ー

給水装置工事設置場所	函 館 市 町 丁 目 番 号
申込者氏名 (所有者)	

路面復旧年月日	年 月 日
道路破砕年月日	年 月 日
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 道道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他
道路破砕箇所	<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 歩車道
路面種別	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> 砂利道 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> その他

略 図		課 長
		主 査
		検査担当

【取扱十】

目標、寸法は明確に記入すること。

修 繕 工 事 報 告 書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

使用 者 番 号		— — — — — — — — — —									
報 告 者	住 所										
	氏 名									印	電話()
修繕申込年月日		年 月 日		(修繕箇所位置図)							
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地)									
		番 号									
使用 者 氏 名		電話()									
修繕施行年月日		年 月 日									
水 メ ー タ ー	口 径			mm							
	番 号										
	修繕完了 時の指針	本器			m ³						
		副管			m ³						
修繕の種類および内容											
公道部分の修繕						宅地内の修繕					
1 破損修繕 2 漏水修繕 (舗装復旧) 面積 m² 歩道 t= cm 車道 t= cm						1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替 () 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他 ()					
.....										
.....										
.....										
.....										

【取扱十】

軽 微 な 変 更 届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 水道局長 様

お客さま番号						-			-				
届出者	給水装置設置場所			町 丁目 番 号									
	使用 者 氏 名			(印) 電話 ()									
指定給水装置 工事事業者	住 所												
	氏 名 (氏名)												
修繕施工年月日		平成 年 月 日			(備考)								
水道メーター口径		口径 mm											
水道メーター番号													
修繕完了の水道 メーター指針 (m3)	本器												
	副管												
修繕箇所 1 給水栓の (取替・コマ取替) 2 給水栓のパッキン取替 3 ボールタップの故障修理 (取替・パッキン取替・調整) 4 その他													

【取扱十】

凍結解氷月例報告書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

水道局長 様

指定給水装置工事

事業者名

住 所

電 話

次のとおり、凍結解氷をしましたので報告します。

記

年 月分

施 工 年 月 日	凍 結 解 氷 件 数	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
合計		件

【取扱九】

調定	検針	入力	課長	主査	担当

第7号様式(第38条関係)

水道メーター亡失(き損)届

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

届出人	
住所	町 丁目 番号
氏名	印
電話	—

お客さま番号	—
給水装置設置場所	町 丁目 番号
使用者氏名	
亡失(き損)年月日	平成 年 月 日
口径	mm
番号	
理由	1 家屋解体による亡失 2 その他

摘要	
----	--

【取扱上】